

北九州広域都市計画 用途地域の変更案(北九州市決定) 新旧対照図
S=1/2,500

即-12, 13



80 10
1低 1
50

200 1住
60

即-12

即-13

市街化調整区域
⇒ 第一種低層住居専用地域

第一種低層住居専用地域
⇒ 市街化調整区域

第一種低層住居専用地域
⇒ 市街化調整区域

即-13

- 凡例
- 変更箇所
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 都市計画道路

